

地域支援事業

1. 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、各区市町村が実施する事業です。

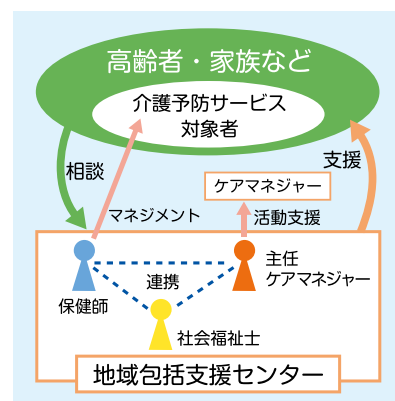
【地域支援事業の事業内容】

①介護予防・日常生活支援総合事業	→次のページをご覧ください。
②包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	→「2 地域包括支援センター」をご覧ください。

2. 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、健康で生き生きとした生活を送っていくためには、介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉の専門職やボランティアなどの地域の様々な資源を統合したケアが必要となります。

区市町村が設置する地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が配置され、その専門知識や技能を互いに活かしながら高齢者やその家族などへの総合的な支援を行っています。



【地域包括支援センターの事業内容】

①介護予防ケアマネジメント	介護予防事業を効果的に実施するため、本人の意欲や能力を踏まえた適切なサービス計画をたてます。
②総合相談・支援	地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者や家族からの相談を受け、様々な制度や地域資源を活用して適切にサービスを受けられるように支援します。
③権利擁護	高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、「権利擁護」及び「虐待防止」の窓口として、成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見・防止、消費者被害などに対応します。
④包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者の方に、心身の状態やその変化に合わせて切れ目なく必要なサービス提供がされるように、ケアマネジャーへの支援や、医療機関など関係機関との調整を行います。

①は地域包括支援センターだけではなく、区市町村が直接実施する場合があります。

